

## 令和6年度（2024年度）熊本県障害者施策推進審議会

1 日 時 令和7年（2025年）2月17日（月） 午後2時から午後4時まで  
2 場 所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

### 3 出席者

<委員> 20人中14人出席（50音順）

相澤委員、池本委員、今吉会長、小山委員、酒井委員、坂本委員、高島委員、  
竹田委員、中村委員、三浦委員、村上泰幸委員、村上祐治委員、山口委員、吉本委員  
<県>

下山健康福祉部長、永野子ども・障がい福祉局長

（障がい者支援課）高三瀬課長、西嶋審議員、右田課長補佐、上課長補佐、野田課長補  
佐、赤崎主幹、佐藤主幹、宮田主幹、中島主幹、本田主幹、杉主事、廣瀬広域専門相談員  
(以下の課から担当者が出席)

健康福祉政策課地域支え合い支援室、高齢者支援課、認知症施策・地域ケア推進課、社会  
福祉課、子ども未来課、健康づくり推進課、広報課、危機管理防災課、市町村課、交通政  
策課、消費生活課、労働雇用創生課、担い手支援課、むらづくり課、道路保全課、建築  
課、営繕課、住宅課、特別支援教育課、社会教育課、通信指令課

### 4 議事概要

(1) 開会あいさつ

(2) 議事

- ①くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）の進捗状況について
- ②熊本県障がい福祉計画（第6期熊本県障がい福祉計画・第2期熊本県障がい児福祉  
計画）の実績について
- ③「こどもまんなか熊本」の実現に向けた障がい関係分野の取組について
  - ・医療的ケア児への支援について
  - ・自殺予防対策について
- ④障がい児者の権利擁護に関する取組について
  - ・旧優生保護法に係る取組状況について
  - ・障がい者虐待防止に係る取組について
  - ・コミュニケーションボードについて

(3) その他

(4) 閉会

**(2) 議事**  
議題①、②

※資料1、2を事務局から説明

(意見・質疑等)

## ○今吉会長

ただいま、資料1、2について説明がありました。皆さんたちの方から何かご意見等ございましたら。よろしくお願ひしたいと思います。

一点、私の方から、農福連携についてです。今日の熊日新聞に矢部高校の林業科の林福連携で、パズルを福祉事業所と連携しながら作り上げたといった情報が入っていました。

この農福連携の中には一次産業という形で考えていけば、高校の林業科の取組みも、十分にカウントできるのではないかと思いますけど、その辺りの見解はいかがでしょうか。

## ○事務局（障がい者支援課）

農福連携につきましては、ここで示しましたように広く進めていきたいと思っておりますが、農業のところについては、水産業や林業も含めて、念頭に置いているところでございます。これはコーディネーターが、いわゆる仕事が欲しいとする側と、それから労働力を提供する福祉側、これを結びつけるという形をとっているところでございます。そういったようなコーディネーターが介して、契約をするということを基本的なカウントにしておりますが、この農福連携自体が広まっていけば、様々な取組みのカウントの仕方も考えなければいけないかなとは思っているところです。

## ○今吉会長

ありがとうございます。ほかにはございませんか。

## ○村上泰幸委員

今、会長がご報告された農福連携について、私たちが経験したことがございますので、それをご報告したいと思います。

事例としてはごくごくわずかなんのだろうと思いますけれども、私たちの精神の当事者さんたちも、農業に携わると帰ってくるときはもう生き生きとして帰ってこられて、とてもこれはいいことだと評価をして期待しております。

その中で、昨年でしたけれども、ある農家さんから、「私、障がい者の皆さんを受け入れて、いろんなことをお手伝いしたいと思っていました。でも、止めます」とおっしゃったのですね。「どうして止めるのですか。できないのですか。」と聞いたら、「確かに皆さんを連れて来られる。連れて来られて「はい。お願いね。」ということで、施設の皆さんには帰ってしまう。それは受け入れた側がやらなきゃいけないことかもしれないけれど、農家のさんは、そういう障がい者の皆さんの特性はご理解いただけていないので、なかなかうまくいかない。やはり連れてこられたからには、最後まで居てほしい。何かあったときの対応をしてほしい。でないと私たち農家では対応できません。やりたいのだけれども、それでは私たちはできない。」ということでした。そういう事例はごくごく僅かだろうと思いますけれども、コーディネートするときに、そのところをしっかりと、もう一度、お話をさせていただければ、なおいいかなと思いまして、発言しました。

## ○今吉会長

ありがとうございます。やはりどうしても、その障がい特有の特性といったものがございますので、そういったところをうまく雇用者側、事業者側とコーディネートしていくというのが役割だと思います。より一層の丁寧な説明などお願いしたいと思っておりま

す。

ほかにご意見などございましたら。

#### ○三浦委員

資料の5ページですが、数値目標の達成状況が極めて厳しい。3番目の基幹相談支援センターのことなのですから、共生社会を謳うのであれば、高齢の地域包括支援センターと同様に大事に育てていかなければいけない、2本柱のように重層的支援体制づくりでも位置付けられているものなのです。

昨年、消費税関係で大きなトラブルがあったことは、県も御存じだと思うのですが、例えば契約時に、地域包括は実は非課税なのですが、障がいの方の基幹相談支援センターは整理がなされておらず、消費税が課税されている。それが障がいの施策には相当数、出てきていて、これをきっかけに国税庁が障がい事業所に入って、例えば預かり金の管理料であるとか、そういうものにもちゃんと消費税を支払っているのか、というようなチェックが入り始めております。

私たちも事業所として、しっかり把握をしていかなければいけないところですが、例えば、市は必ず何かがあったときに県にご相談されるのですね。市と事業所との契約の場合などでは、市の方に県が説明された内容で、市は進めていかれるのですけども、その契約の段階においての話は、やはり事業所も関係するので、もし市からご相談があったときは、事業所の方にも、実態がどうだったのかという事実確認をお願いできたらなと思います。

あまりにも微妙なケースで各論になってしまふのですけど、厚労省のQ & Aには、契約時に十分な説明がなければ、仮に雛形を使って、税込みという契約書を取り交わしていたとしても、契約時にその消費税のことを市の方が認知していて、説明がなければ、ちゃんと市町村は配慮してくださいね、というものが出ています。それらの説明を担当課はしていないし、自分たちも認識していなかったと認めて補正を組もうとされたのですが、その段階で財政の方が県にご相談されて、「税込みと書いてあれば、課税ですよ」という処理にされそうで、もう一度実態を調べ直してくださいという願いです。消費税込みでいただいている委託金だと、割り切れない数字が上がっていて、予算書にも項目がないという証拠があるので、その個別のケースは対応していくのですけれども。熊本市さんとかは最初からきちんと処理をされていると思いますが、それ以外の自治体では、市町村と事業所の契約のときに、両方ともおぼつかなかつたということは反省点なのですが、契約の問題のときには、対象となる事業所にも、事実確認をお願いしますという要望です。

これを皆怖がっていて、人材不足というのもあって、基幹に手を上げるところが極めて少ない実態があると思います。もちろん新規のところは、当然、消費税はこれで委託金はこれですという、2段構えの契約がなされると思いますけれども、その辺りを整理していくことが重要なのかなと思って、発言させていただきます。

#### ○事務局（障がい者支援課）

この消費税の問題につきましては今、三浦委員からご指摘がありましたように、事業の中身によって、課税・非課税が税法上規定をされていますが、その理解が十分浸透していません。恥ずかしながら私どももまだ十分な理解をしていなかつたと反省をして、ある分野については洗い出しをしているような状況でございます。

この障がいのみならず、子どもの問題でありますとか、あるいは高齢の部分も少し整理が必要だというところも承知をしているところです。

ご指摘のありました県のみの理解のみならず、また市町村、そして事業所の方にも私たちが知り得た正確な税法上の理解というところをお伝えさせていただきたいと思っています。

#### ○今吉会長

三浦委員、ありがとうございました。昨年も三浦委員から、インボイス制度の消費税の取扱いについて、なかなか周知徹底していないといったようなご意見ございましたので、その分では随分と説明が行き届いていたと思います。

それと「相談支援事業」ですが、私が関わりのある上益城の方は、五町で基幹相談支援センターを作ろうといった動きが出てきていますが、まだなかなか進んでおらず、目標は45市町村ですけど、複数重なっての運営とか、そういったところも県から少し情報提供とかをしていただければありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ほかに皆さんたちの方からご意見等ございましたら。ないようでしたら、また次に進めていこうと思います。

#### 議題③

#### ※資料3、4、5を事務局から説明

(意見・質疑等)

#### ○今吉会長

ただいま、「こどもまんなか熊本」の実現に向けた障がい関係分野の取組みということで、医療的ケア児への支援、自殺予防対策についての説明がありました。

皆さん方からご意見、この辺りをもう少し詳しくとかいうのがありましたらお願ひします。

#### ○坂本委員

医療的ケア児の資料の最後の方に課題ということで、避難行動要支援者名簿への登載、個別避難計画の作成の状況が書いてあるんですけど、15人とか5人とかいうことですが、医療的ケア児の数を把握されている範囲でも、熊本市以外でも87名ということで、これは必要な計画がそれだけ策定がされていないという理解でよろしいでしょうか。

#### ○事務局（障がい者支援課）

熊本市以外の87人中15人だったり、5人だったりという数字なのですけれども、この要支援者名簿への登載では、要支援者というのが、国から高齢者や障がい者等と示されています。ですので、医療的ケア児というのが、なかなか等の中に含まれてしまっているようなところもあります。ここは、市町村でどこまでを対象範囲にするか決定されるので、今、一生懸命、障がい者等の等は、医療的ケア児も含んだところで名簿に登載してください、といった働きかけを市町村に行っているところでございます。

単身世帯の高齢者とかだと、名簿に登載というのが流れとしてイメージがあるのですが、保護者がいる医療的ケア児であれば避難ができるのではないか、という意見などもアンケートでは出ていたので、そういったところの認識を一生懸命、伝えていっているところでございます。

○坂本委員

保護者がおられるとか、市町村の捉え方ということなのですが、個別避難計画については県内全市町村で作られてはいるのですけど、あとはやはり随時名簿も含めて新しい状況に更新していくとか、常に使えるものにしていかないと意味がないので、そこは全体的なところを含めて、医療的ケア児に限らず、全体的に個別避難計画については、リアルタイムに市町村でもしっかりと見直しをしていくことが必要かなと思います。そこは県の方でも市町村への助言支援等をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○今吉会長

ほかにご意見などございましたら。

○竹田委員

同じ内容なのですが、避難所87人中15人という数字ですね。やはり100%を目指さなければいけないのかなと思いますし、これはこちら側の一つのやり方のミスなのかなと思います。

我々もこういった個別避難行動要支援者の通知が来たのですが、非常に分かりにくい。国の示すやり方というのはあるかもしれませんけど、もう少し皆さんを入れるような、実際にもし地震とか何かあったときに、自分たちも誰に頼つたらいいのか分からないときに、それを示してあげるべきではないかと思います。こういう人たちは特に親がいるからいいという話ではなくて、やはり登録していただいて、是非するという方向性をとっていただきたいなと思います。

もちろん私もそういった形で登録はしたのですけれども、いざ登録しようとすると、非常に分かりにくい。やっていいものだろうか、そんなイメージがあったので、おそらくそういう形がこの結果ではないのかなと思います。だから、是非見直しをお願いしたいということです。

○事務局（障がい者支援課）

福祉部局だけでなく防災部局とも連携をしながら、今のご意見をしっかりと反映できるように進めていきたいと思います。

○今吉会長

三浦委員、お願いします。

○三浦委員

坂本委員、竹田委員と同じような意見なのですが、もう一つ派生して、県の防災会議で何度もこのことを質問しているのですが、個別避難計画に関する担当課は、福祉部局だと健康福祉政策課という理解でよろしいですか。

全国平均で66%の策定率なのですけど、今、熊本県が何%だったかということをお尋ねしたいのと、2年前の災害救助法改正で、指定福祉避難所という、要は一般的な今の協定福祉避難所、市町村の許可で開設できる避難所ではなくて、既にもう指定されていて、ご本人の申し出によって受け入れられるという指定福祉避難所が、この間、九州の集まりで皆さんに問い合わせてみたら、非常に九州が進んでいなくて、東北あたりはかなり進んでいる。その地域間の格差を感じたところです。今、熊本県内に指定福祉避難所が既にできているか。市町村との契約なのですけれども、そういう啓発もされているかということも含めて教えてください。

○事務局（健康福祉政策課地域支え合い支援室）

まず、個別避難計画の策定状況は、全体の部分になりますけども、名簿登録、作成する人数ですが、約10万人いらっしゃいます。このうち名簿の同意をしていただいている方が約3万人いらっしゃいまして、その同意されている方については、個別避難計画は概ね出来上がっている状況になりますので、大体30%超えているぐらいの数字になると思います。

また、もう一つの質問で、福祉避難所の数につきましては、そらで申し訳ありませんが、560か所前後が登録されていたと記憶はしています。確認が必要になるかと思いますけれども、そのくらいの数だったと思っております。

○三浦委員

おそらく560か所というのは、福祉施設の8割から9割は協定の福祉避難所なのです。災害救助法が改正されて、指定の福祉避難所は、もう国内にたくさん出来つつあるのですが、その指定を受けている避難所が熊本県内にあるかという質問でございます。

○事務局（健康福祉政策課地域支え合い支援室）

先ほどの数なのですけれども、指定避難所とその協定の避難所と両方を含めた数になります、全くないということはなかったと記憶しております。

○三浦委員

分かりました。厚労省が福祉避難所の管轄だったころはもっと近くて分かりやすかったのだけど、内閣府防災が中央の管轄です。実態としては福祉施設がお受けすることが多いのですけど、どこがそれをしっかり啓発してくださって、市町村にも説明いただきかというのをいつも悩ましく見ておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○今吉会長

避難所に関しては、ちょうど熊本地震のときにも、福祉施設に避難者が来て、ただ福祉施設の方では、避難所になっていること自体を職員が理解していないといったところもありましたので、今はそういった反省のもとに、各地域で、福祉施設も一つの社会資源だという意識が随分と出てきている、といったようなところを聞いております。

それと、資料3の「こどもまんなか実現計画」の表の中に、中ほどに、「こどもまんなか熊本」実現計画、子ども大綱、市町村が今、子ども支援計画、子ども計画を作っていますけど、この大綱をもとに作成ということで、私も二つ、三つの町村の子育て支援計画に

関わっております。

その中で、今回子どもの意見を聞こうという形で、子どもさんの意見も取り入れたいといったようなところで、概要版とやさしい版といったような形で、パブリックコメントを実施しました。ある町では、9歳の子どもさんがちゃんとパブコメに投書し、意見を言つてきたところがありました。なかなかパブコメは意見が出てこないよね、という話がありましたが、そこはいろんな方法でやつたらどうだろうかということで、行政から学校の校長会に出向いていって、こんな計画をやっていますから、是非子どもさんの意見も取り入れたいといったことをお願いに行つたりしています。いろんな取組みがあれば、そういった、「子どもまんなか」という形で子どもの意見を聞きたいといったようなところ、どんなふうにしたら聞けるだろうかとかいったようなところを提案なさっていただければと思います。

皆さんたちの参加者の中にも、子ども計画、子育て支援計画に関わりがある方がいらっしゃいましたら、是非そういったことも発言していただければありがたいと思っています。

次に進んでよろしいでしょうか。

#### ○吉本委員

自殺予防対策についてですが、ちょっと私の勉強不足で申し訳ないのですが、自殺対策連絡協議会及び自殺危機対策対応チームやゲートキーパーの養成研修に関わる方で、専門職以外の方で自殺行為を実際にしたことのある方、若しくは自傷行為を実際にしたことがある方で社会に復帰されて、医療福祉で活躍されている方というのもおられると思うのですが、そういう方々は介入されているのでしょうか。

#### ○事務局（障がい者支援課）

介入をされるとは、どういったことでしょうか。

#### ○吉本委員

携わっておられるか、何か意見をしたりとか、そういう講師を務めたりとかそういった形で。

#### ○事務局（障がい者支援課）

実際の数字がどれぐらいかというのは把握できていませんが、ゲートキーパーの養成研修は3パターンぐらいあります。本当に基本的な家族向けとか身近な方向けとか、1～2時間ぐらいの研修会があり、それから、もう一段階上のものがあります。さらに専門研修と言いまして、ゲートキーパーに養成するための講師になっていただく研修で、そういうゲートキーパーの方がさらにゲートキーパーを育っていくというのをやっています。

そういうところに、過去に自傷行為があった方などがいらっしゃるという可能性はありますが、具体的な数字は申し訳ありません。

#### ○吉本委員

やはりこういう危機的状況になった場合は当事者、そういう経験のあられる方の声というのはすごく響くと思います。私自身、そういうのに助けられた経験がございますので、

これからはやはりそういったものを乗り越えて、社会で活躍されている方々を活用していくだけるように考えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

#### 議題④

##### ※資料6、7、8を事務局から説明

(意見・質疑等)

##### ○今吉会長

資料6、7、8、最後のコミュニケーションボードについては、後ほど回収ということで、このコミュニケーションボードのイラストは、これが実際の大きさなのですかね。これがずっと並んでいて、どれを押していくとか、そういう形なのですね。

##### ○事務局（障がい者支援課）

一応このボードの形で、ホームページとかに載せますので、そのボードでダウンロードしていただき、利用していただくような形です。これを取り外したりはできるのですが、書き加えたりとか別のイラストを追加したりとなると、また別の許可が発生しますので、この状態でまず使えるように許可を取りたいとは考えております。

##### ○今吉会長

13ページにも及ぶのですから、模造紙ぐらいの大きさになるような想定なのですか。

##### ○事務局（障がい者支援課）

このA4サイズならA4サイズのままで打ち出していただいて、クリアファイルとかパウチなどをしていただき、レジでやりとりをされたり、病院で診断されるときに「どこが痛いですか」ということを指さしながらしていただくような形で使用されるのを想定しています。

##### ○今吉会長

ファイル、クリアファイルあたりに入れて、使用するという形ですね。外国人にも使えそうな感じの部分なのですかね。

##### ○事務局（障がい者支援課）

英語表記にもなっています。ほかの言語にも対応できるといいのですけれども、今のところは、日本語表記と英語表記のものです。

##### ○今吉会長

県がホームページに出した後は、隨時ダウンロードして使えるような形でしょうか。

##### ○事務局（障がい者支援課）

ダウンロードして使えるような形で、使用許可を取りたいと考えております。

○今吉会長

ありがとうございました。ほかにどうぞ。

○村上祐治委員

1年ぐらい前から発言しておりました、自閉スペクトラム症協会の村上と申します。

今回の説明の中で、認知度を図るというところをアンケートに入れていただいたということで、誠にありがとうございます。

こういったものが少しずつ世の中で使われるようになって、自閉症の場合、特に視覚的な部分が優位だというふうに言われていますので、こういったもので指示することで、コミュニケーションが図れるようになればいいかなと思っております。

今後、ホームページで公開後、いろんな場所を想定されていますが、そういったところに対して、県としてもより働きかけをされて、例えば病院などにご案内されるとか、そういったご予定というのはあるのでしょうか。

○事務局（障がい者支援課）

交通機関、医療機関、商業関係のところには、直接の通知なども考えております。

○村上祐治委員

是非ともよろしくお願ひいたします。

○今吉会長

ほかに皆さんたちの方からご意見とかご質問とかありましたら。

もちろんこのコミュニケーションボードはカラーですよね。

○事務局（障がい者支援課）

すみません。白黒印刷で申し訳ございません。

**その他**

※資料9、10を事務局から説明

（意見・質疑等）

○今吉会長

「その他」のところで説明がありましたが、使いやすい方向になっていくという形ですが、例えば竹田委員さん、県内を車で運転していて、駐車場のその辺りは大体適正と思っていますか。足りないとか、このぐらいだろうとか。

○竹田委員

大型施設とかは、大分増えてきております。ただ、これに併せてですが、不正利用というか、ハートフルパスを掛けていない方も結構いらっしゃいます。

それで、特に大きい話ですが、雨の日はほとんど埋まっているのです。雨の日はやはり近くに停めたいものだから、ほとんど埋まっているということで、その配慮もして欲しいなということがあります。

もう一つは、ハートフルバスとは直接関係ないかもしれません、ほとんどのところが屋根がかかっていないことです。そういうところも含めて、屋根がある施設も、そこにはやはりハートフルバス制度で、すごく多いといいのです。大型施設などでは、駐車場に屋根があるところもあるのですが、台数は少なく、2台とか3台ぐらいしかないです。特に車椅子の方は、もし雨が降ったときには、乗り降りに相当時間がかかると思いますので、屋根のあるところの施設では、そちらの方に増設していただけるように、施設にお願いしてもらったらどうかと思います。

施設で各ハートフルバスの表示をされるというふうに変わって、車椅子の方はこういう形で変わるのでけれども、そういう台数を1台とか2台ではなくて、建物内とか内部の中に、思い切って5台ぐらいとか10台ぐらいとか、そのくらい進めていかれてもいいと思います。他県ではとても多いです。特に熊本は少ないと思います。車椅子対象者に対しては、これだけまた新しく増えますので、その辺りの配慮を是非やっていただき、施設の方にもそういったお願いをしていただきたいなと思っております。以上でございます。

#### ○今吉会長

確かに、熊本は車社会といったような形ですので、特に駐車場に障がいを持っていらっしゃる方が停めやすい、といった地域であれば一番いいなと思います。駐車場を経営する、あるいは設置されるところにも、できれば屋根付きとか、そういった依頼をしていただければありがたいですよね。

何かそういうところで、三浦委員さんは施設運営されていらっしゃいますので、その辺りでは駐車場の使い方とか、何か情報とかございますか。

#### ○三浦委員

竹田委員のおっしゃったとおりだと思います。都市部ではたくさんは難しいと思うのですけど、私がその車椅子ユーザーではなくて思うことは、立体の車椅子用駐車場すごく幅がぎりぎりに作られていて、車椅子ユーザーの友人とかが少し苦労なさっているとは見受けられます。

#### ○今吉会長

そうですね。確かに、立体の駐車場エレベーター式であれば、どうしてもその高さ制限があって、ほとんど170センチ以下というところが基本なものですから、まず車を停められない。そうなってくると、駐車場の中でも平置きといったような形の方が優先されますが、最近の車は大型化していますので、どこも結構大変みたいですね。

ほかに、皆さんたちの方からご意見とかございましたら。

#### ○酒井委員

全体的なことなのですけれども、こうやって県の中で施策が決まっていきますが、地域によって格差があるということが、何の決まり事にしてもあります。予算の関係で、よその地域では出来ていても、この地域では出来ない、ここはいつも遅れているとかいうの

が、何にしてもあると思うのですよね。そういうことについて、穴埋めではないですけど、何かもう少し県の方で手だてはないものだろうかといつも思います。

優生保護法のことなのですが、優生思想の根絶ということに関して、強くお願ひしてきてくれと言われてきました。すごく教育的なことになると、なかなか時間も掛かるそうなので、難しい面もあると思うのですが、やさしい言葉で法律ができていけば、もっと皆さんも参加しやすかったり、理解が深まったりするのではないかでしょうか。先ほどの災害訓練も、もっとたくさん障がいのある方が参加すれば、それだけ不備が分かっていく。みんなに分かっていく。皆さんの中に触れることで、いろんな障がいのことに対する理解が深まると思うので、参加しやすくなると思います。繰り返していただきたい。

あと、見落としたところを救えるような何かを作つて欲しい。県の方から「こうしてください、ああしてください」だけではなく、できなかつたところをどうやってフォローしていくのか。5年間なら5年間経っても、できなかつたならばこういうふうにしたらどうですか、とかいうアドバイス的なことも県で行う仕組みができてきいたら、もっと進んでいくのではないかと思います。

#### ○今吉会長

今、酒井委員の発言からいきますと、やはり、先ほど部長の説明がありましたときに、木村新体制になって、いわゆる「共創」といったような言葉が出てきました。

双方向のコミュニケーションをとりながら、県がこうしなさいという形ではなく、どんな形でやっているのだろうかといったようなところを、対話をしながら進めていくことが重要だと思います。

今、酒井委員が話をされましたように、地域間の格差があるとすれば、その格差を是正するためにはどうしたらいいのだろうかといったようなところも、いろんな形で話し合いの場が設ければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ほかに皆さんたちからご意見等ございますか。

それでは、本日予定されている議題が無事終わりましたので、ご協力本当にありがとうございました。あとは、進行を事務局にお返しします。